平成２９年（フ）第２７号
兵庫県豊岡市森尾690番地
債務者　岡田　辰也
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第５５９号
千葉県松戸市栄町５丁目366番地の３　ディアスミズカＢ―201号
債務者　松下　　智
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７９８号
千葉県我孫子市柴崎999番地の１　㈲渡橋工業
債務者　大迫　義照
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４５号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地10棟205号
債務者　半田　　瞳
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５７号
千葉県柏市船戸1475番地　東30街区５　セルリアＣ棟103号
債務者　村中　益美
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１０２号
千葉県松戸市八ケ崎８丁目２番地の６　カーサ・アルドーレ101号
債務者　戸田　健司
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１０７号
千葉県流山市大字東深井316番地の５　旭ハイツ201
債務者　阿部　孝行
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１６５号
千葉県野田市山崎1629番地の18　ピアハウス205号室
債務者　青山　直道
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１３号
神戸市西区美賀多台１丁目７番地の２　フェリーチェ西神307号、前住所兵庫県明石市松が丘２丁目５番25―306号
債務者　小**崎**　雄一
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
兵庫県明石市野々上２丁目４番地の１　西明石ヤングパレスⅡ―405号
債務者　白石伸二郎
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
山口県岩国市今津町５丁目９番４号
債務者　久保田英子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第３号
山口県柳井市古開作400番地２
債務者　中村　妙子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第１３号
佐賀県唐津市元石町295番地２
債務者　木下　和枝
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１４号
佐賀県唐津市元石町295番地２
債務者　木下　実華
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第１９９７号
名古屋市守山区大森２丁目2003番地　パレスＴ大森４－Ｂ号
債務者　田中ゆかり
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７３号
愛知県あま市七宝町沖之島高畑９番地　シープヒルズ七宝802号、住民票上の住所愛知県あま市七宝町秋竹杁先748番地　ヒルズ秋竹Ｎ棟201号
債務者　清原　淳史（旧姓宋淳史）
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３５号
神戸市北区花山東町３番27―702号、従前の住所神戸市北区山田町小部字妙賀山２番地の１　雨森方
債務者　木曽　博幸
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部